

改正案	改正前	参考条例等	条例案・制度設計の考え方
上越市議会会議規則	上越市議会会議規則		○地方自治法102条の2による通年会期制導入の14市の会議規則も参考にした
<p>(参集) 第1条 議員は、_____開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p>	<p>(参集) 第1条 議員は、<u>招集の当日開議定刻前に</u>議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p>	<p>【秦野市】 第1条 議員は、開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。</p>	<p>【文言整理】 ○<u>市長の招集が一般選挙後初めての会議のみとなるため、文言を整理</u> ○開議とは、その日の会議を始めることをいう。 ○改正を行っているのは、1/14市</p>
<p>(会議期間) 第5条 議会は、<u>上越市議会の会期等に関する条例(令和 年上越市条例第 号)</u> 第2条又は第3条の規定により会議を開くときは、<u>会議の期間(以下「会議期間」という。)を定めなければならない。</u> 2 <u>会議期間は、上越市議会の会期等に関する条例第2条第1項各号に掲げる日(同条第3項の規定による変更があったときは、当該変更があった日又は期間の初日)又は第3条の規定により会議を開いた日に議会の議決で定める。</u></p>	<p>(会期) 第5条 会期は、<u>毎会期の初めに議会の議決で定める。</u> 2 <u>会期は、招集された日から起算する。</u></p>	<p>【久慈市】 第5条 会議は、<u>定例会議及び臨時会議とする。</u> 2 <u>定例会議は、久慈市議会の会期等に関する条例(平成26年久慈市条例第28号)第2条各号に規定する月の定例日に開催する会議とする。</u> 3 <u>臨時会議は、前項以外の会議とする。</u></p>	<p>【会議期間】 ○<u>会期に関する規定が不要となるため、文言を整理</u> ○オリジナル規定 ○会議の開催は議長の特権事項であるが、<u>これまでの定例会の会期に相当する期間を「会議期間」として、議決事件を審議するおおむねの期間</u>を設定する。 ○14市全てが改正を行っており、そのうち全部削除とする市は9市 ○残り5市は、左の久慈市の例のように、会議の名称を定める条文に改正している。 ○会津若松市議会や秦野市議会など、いくつかの市議会は会議の初日に会議期間を定める運用をしている。</p>
<p>(会議期間の変更) 第6条 会議期間は、<u>議会の議決で変更することができる。</u></p>	<p>(会期の延長) 第6条 会期は、<u>議会の議決で延長することができる。</u></p>		<p>【会議期間の変更】</p>
<p>第7条 削除</p>	<p>(会期中の閉会) 第7条 <u>会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</u></p>		<p>【文言整理】 ○<u>会期に関する規定が不要となるため、文言を整理</u> ○「第〇条 削除」は、<u>条が残るため条ずれが生じない。</u></p>
<p>(議会の開閉) 第8条 議会の開閉は、<u>会議期間ごとに</u>議長が宣告する。</p>	<p>(議会の開閉) 第8条 議会の開閉は、_____議長が宣告する。</p>		<p>【議会の開閉】 ○「ただいまから令和 年第 回上越市議会定例会を開会いたします。」と「これにて令和 年第 回上越市議会定例会を閉会いたします。」のセリフのこと。 ○通年会期導入後は、「ただいまから<u>令和 年上越市議会第 回会議</u>を開会いたします。」とする。</p>
<p>(一事不再議) 第15条 議会で議決された事件については、<u>同一の会議期間中は</u>再び提出することができない。</p>	<p>(一事不再議) 第15条 議会で議決された事件については、<u>同一会期中</u>は再び提出することができない。</p>	<p>【小松島市】 第15条 議会で議決された事件については、<u>同一会議中は</u>、再び提出することができない。</p>	<p>【一事不再議】 ○<u>通年会期制では、改正をしない場合に一事不再議原則に不都合が生じるため、会期を同一会議期間に改正する。</u> ○全ての市が改正を行っており、同様の改正は4市</p>
<p>(発言の取消し又は訂正) 第65条 発言した議員は、その<u>会議期間中</u>に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、<u>字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</u></p>	<p>(発言の取消し又は訂正) 第65条 発言した議員は、その<u>会期中</u>に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、<u>字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</u></p>	<p>【福島市】 第65条 発言した議員は、その<u>会議の期間中</u>に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、<u>字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</u></p>	<p>【発言取消・訂正】 ○<u>通年会期制では、改正をしない場合に発言取消・訂正に不都合が生じるため、会議期間の単位で取消などができるよう改正する。</u> ○全ての市が改正を行っており、同様の改正は7市</p>

改正案	改正前	参考条例等	条例案・制度設計の考え方
<p>(会議録の記載事項)</p> <p>第78条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の年月日時</p> <p>(3)～(15) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(会議録の記載事項)</p> <p>第78条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の<u>日時</u></p> <p>(3)～(15) 略</p> <p>2 略</p>		<p>【文言整理】</p> <p>○<u>実態に合わせて、文言を整理</u></p>
<p>(<u>会議録の作成時期</u>)</p> <p>第78条の2 <u>上越市議会の会期等に関する条例第2条の規定により開く会議の会議録は、次の定例日(同条第1項に規定する定例日をいう。)までに作成するものとする。</u></p>			<p>【会議録の作成時期】</p> <p>○<u>通年会期制では、定例会がないため、会議録作成の時期を会議規則に定めるほうがよいとされていることから、先例に基づき定めるもの</u></p> <p>○先例No.241 会議録は、遅くとも次期定例会までに完成させる。(S51.9.30 常任委員長会議)</p>
<p>(<u>継続審査</u>)</p> <p>第104条 委員会は、<u>次の会期においても</u>なお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。</p>	<p>(<u>閉会中の継続審査</u>)</p> <p>第104条 委員会は、<u>閉会中も</u>なお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。</p>	<p>【厚木市】</p> <p>第98条 委員会は、次の会期においてもなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。</p>	<p>【文言整理】</p> <p>○<u>通年会期制では、閉会中の概念がないため、文言を整理</u></p> <p>○14/14市が同様の改正</p>
<p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第143条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(議長及び副議長の辞職)</p> <p>第143条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。</p> <p><u>3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。</u></p>	<p>【地方自治法】</p> <p>第108条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。</p> <p>【柏崎市】</p> <p>第145条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。</p>	<p>【文言整理】</p> <p>○地方自治法の規定では、副議長は閉会中に議長の許可で副議長の職を辞職できるが、閉会中がなくなるため<u>議長の許可で辞職できなくなる</u>。このため、文言を整理</p> <p>○全ての市が同様の改正を行っている。</p>
<p>(議員の辞職)</p> <p>第144条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前条第2項<u> </u>の規定は、議員の辞職について、準用する。</p>	<p>(議員の辞職)</p> <p>第144条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。</p> <p>2 前条第2項<u>及び第3項</u>の規定は、議員の辞職について、準用する。</p>	<p>【地方自治法】</p> <p>第126条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。</p> <p>【柏崎市】</p> <p>第146条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない</p>	<p>【文言整理】</p> <p>○地方自治法の規定では、議員は閉会中に議長の許可で議員の職を辞職できるが、閉会中がなくなるため<u>議長の許可で辞職できなくなる</u>。このため、文言を整理(引用を整理)</p> <p>○全ての市が同様の改正を行っている。</p>

改正案	改正前	参考条例等	条例案・制度設計の考え方
		い。 2 前条第2項の規定は、議員の辞職について、準用する。	
附 則 この条例は、令和8年5月1日から施行する。			